

令和2年第3回那須塩原市議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年6月18日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 追加議案の取扱いについて
（議会運営委員長報告、質疑、採決）
- 日程第 2 議案第59号 那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
議案第60号 那須塩原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
議案第61号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
議案第62号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第63号 那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正について
議案第64号 財産の取得について
議案第65号 財産の取得について
議案第66号 訴えの提起について
議案第67号 那須塩原市防災情報伝達機器整備基本構想について
陳情第 5号 政府に消費税減税を求める意見書提出に関する陳情
陳情第 6号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書
（各常任委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
議案第57号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第58号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
（予算常任委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 4 議案第72号 那須塩原市長等の給料月額の特例に関する条例の制定について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 5 議案第73号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 6 議案第74号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 7 発議第 5号 那須塩原市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 8 議案第68号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 9 議案第 69 号 令和 2 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 10 議案第 70 号 令和 2 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 11 議案第 71 号 令和 2 年度那須塩原市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 12 発議第 6 号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について

(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（25名）

1番	益 子 丈 弘	議員	2番	山 形 紀 弘	議員
3番	中 里 康 寛	議員	4番	田 村 正 宏	議員
5番	星 野 健 二	議員	6番	小 島 耕 一	議員
7番	森 本 彰 伸	議員	8番	齊 藤 誠 之	議員
9番	星 宏 子	議員	10番	佐 藤 一 則	議員
11番	相 馬 剛	議員	12番	平 山 武	議員
13番	大 野 恭 男	議員	14番	鈴 木 伸 彦	議員
15番	松 田 寛 人	議員	16番	櫻 田 貴 久	議員
17番	伊 藤 豊 美	議員	18番	眞 壁 俊 郎	議員
19番	高 久 好 一	議員	20番	相 馬 義 一	議員
21番	齋 藤 寿 一	議員	22番	玉 野 宏	議員
23番	金 子 哲 也	議員	24番	吉 成 伸 一	議員
26番	中 村 芳 隆	議員			

欠席議員（1名）

25番	山 本 はるひ	議員
-----	---------	----

説明のために出席した者の職氏名

市 長	渡 辺 美知太郎	副 市 長	片 桐 計 幸
教 育 長	月 井 祐 二	戦 略 推 進 局 監 政 策 審 議	亀 井 雄
企 画 部 長	小 出 浩 美	総 務 部 長	石 塚 昌 章
総 務 課 長	五 十 嵐 岳 夫	財 政 課 長	村 松 一 紀
市 民 生 活 部 長	鹿 野 伸 二	気 候 変 動 対 策 局 長	黄 木 伸 一
保 健 福 祉 部 長	田 代 正 行	子 ども 未 来 部 長	後 藤 修
産 業 観 光 部 長	富 山 芳 男	建 設 部 長	大 木 基
上 下 水 道 部 長	磯 真	教 育 部 長	小 泉 聖 一
会 計 管 理 者	高 久 幸 代	選 管 ・ 監 査 ・ 固 定 資 産 評 価 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 事 務 局 長	板 橋 信 行
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	田 代 宰 士	西 那 須 野 支 所 長	久 留 生 利 美
塩 原 支 所 長	八 木 沢 信 憲		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 増 田 健 造

議事調査係長 佐々木 玲男奈

議事調査係 飯 泉 祐 司

議事課長 小 平 裕 二

議事調査係 鎌 田 栄 治

議事調査係 伊 藤 奨 理

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（吉成伸一議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は25名であります。
25番、山本はるひ議員から欠席する旨の届出があります。

◎議事日程の報告

- 議長（吉成伸一議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎表彰状伝達

- 議長（吉成伸一議員） 議事に入る前に、全国市議会議長会から表彰状が贈られておりますので、伝達を行います。
事務局長がお名前をお呼びいたしますので、前にお進みください。
○議会事務局長（増田健造） それでは、このたび全国市議会議長会より、市議会議員として15年在籍され、市政振興に貢献をなされたことによりまして、18番、眞壁俊郎議員、19番、高久好一議員、以上の2名に表彰状が贈られております。
それでは、中央にお進みください。

〔表彰状伝達〕

- 議会事務局長（増田健造） 以上で、表彰状の伝達を終了いたします。
なお、吉成議長におかれましても、地方財政委員会委員として、会務運営の重責に当たられたことにより、感謝状が贈られております。

以上です。

◎追加議案の取扱いについて議会
運営委員長報告、質疑、採決

- 議長（吉成伸一議員） それでは、本日の会議に入ります。

初めに、日程第1、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

昨日、議会運営委員会が開催をされておりますので、追加議案の取扱いについて、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、11番、相馬剛議員。

〔議会運営委員長 相馬 剛議員登壇〕

- 議会運営委員長（相馬 剛議員） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取扱いを協議するため、昨日6月17日水曜日、午前11時より議場において、委員8名、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会に追加提出されるのは、市長提出案件として、補正予算案件4件及び条例案件3件の7件並びに議会提出案件2件でございます。

初日の委員長報告の中で補正予算案件4件及び条例案件2件並びに議会提出案件2件については報告済みでございますので、本日御報告いたしますのは条例案件1件でございます。

この取扱いについて、議案第72号を即決案件といたします。

以上が議会運営委員会における審査の結果でございます。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に

御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（吉成伸一議員） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

追加議案の取扱いについては、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、追加議案の取扱いについては、議会運営委員長報告のとおりといたします。



◎議案第59号～議案第67号並びに陳情の各常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第2、議案第59号から議案第67号までの条例案件、計画案件及びその他の案件9件、並びに陳情についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案9件及び陳情については、各常任委員会に付託してあります。各常任委員長は、一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤一則議員。

〔総務企画常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤一則議員） 皆さん、おはようございます。

総務企画常任委員会の審査の経過と結果について、御報告をいたします。

令和2年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、計画案件1件、条例の一部改正案件1件、財産の取得案件2件及び新たに受理された陳情2件であります。

これらの案件を審査するため、去る6月8日、議場において、委員全員出席のもと、所管の部長等、課長、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、総務部総務課所管の議案第64号 財産の取得について申し上げます。

委員から、小型動力消防ポンプ付積載車購入に当たり、コロナ禍にあつて、一、二年先延ばしにする議論はあつたのかとの質疑があり、執行部からは、十分協議をし、一、二年先送るということも視野にあつたが、100%の充当率、交付税措置が70%という非常に有利な起債対象事業であり、この事業をやめても一般財源が生まれてこないことから予定どおり取得の手続を進めているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第64号 財産の取得については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 財産の取得について申し上げます。

委員から、小型動力消防ポンプ付積載車と消防ポンプ自動車の配分はどのようにしているのかとの質疑があり、執行部から、水利を確保するのが難しい地域については積載車、市街地で消火栓等水利が十分確保できる地域は消防ポンプ自動車を配備しているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第65号 財産の取得については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第67号 那須塩原市防災情報伝達機器整備基本構想について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは議案に係る質疑等はありませんでした。

審査の結果、議案第67号 那須塩原市防災情報伝達機器整備基本構想については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、固定資産評価審査委員会所管の議案第60号 那須塩原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは議案に係る質疑等はありませんでした。

審査の結果、議案第60号 那須塩原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第5号 政府に消費税減税を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

委員から、昨年消費税を10%上げた理由は、社会保障財源に充てるというもので、年金、医療、介護と少子化対策に対する幼児教育の無償化が実施されてきており、コロナ禍ではあるが、減税をすると社会保障に支障を来すことから、不採択とすべきとの意見がありました。

また、別の委員からは、消費税に関しては、弱者の負担が非常に大きいことから最初から反対で、新型コロナウイルス問題で、さらに弱者に圧力がかかることから採択とすべきとの意見がありました。

採決の結果、陳情第5号 政府に消費税減税を求める意見書提出に関する陳情については、不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第6号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意

見書提出を要請する陳情書について申し上げます。

委員から、日本とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約の第6条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定は、1960年1月19日、新日米安全保障条約第6条に基づき、日本とアメリカ合衆国との間で締結されたものであり、地位協定は主に日米間での取扱いというものであるため、国家間レベルの内容や国防に関する内容も含まれており、一地方議会が判断すべきことではなく、不採択とすべきとの意見がありました。

採決の結果、陳情第6号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書については、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

8番、齊藤誠之議員。

〔福祉教育常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（齊藤誠之議員） おはようございます。

それでは、福祉教育常任委員会の審査の経過と結果について、御報告をいたします。

令和2年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例案件2件であります。

これらの案件を審査するため、去る6月9日、議場において、委員8名出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑

等を中心に申し上げます。

初めに、保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室所管の議案第59号 那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてを申し上げます。

委員から、経済対策との話があったが、具体的にどのようなものを想定しているのかとの質疑があり、執行部からは、この基金は、例えば産業観光部であれば、旅館業を営んでいる事業者、保健福祉部であれば、感染防止対策に相当な経費を使っている医療及び介護関係の事業者などの支援を行うために使っていきたいと考えているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第59号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、子ども未来部子育て支援課所管の議案第62号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを申し上げます。

執行部の説明の後、委員からは、今回の法改正により、この研修の受講の機会が拡充されるのかとの質疑があり、執行部からは、現在栃木県が実施をしている放課後児童支援員認定資格研修を支援員などが受講しているが、今般の改正で、中核市である宇都宮市での開催もできるようになるため、宇都宮市の開催があった場合には、その分の受講機会が増えるということになるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第62号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

9番、星宏子議員。

〔建設経済常任委員長 星 宏子議員登壇〕

○建設経済常任委員長（星 宏子議員） おはようございます。

建設経済常任委員会の審査の経過と結果について、御報告をいたします。

令和2年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件2件、訴えの提起案件1件であります。

これらの案件を審査するため、去る6月10日、議場において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑を中心に申し上げます。

初めに、建設部建築指導課所管の議案第61号 那須塩原市手数料条例の一部改正について申し上げます。

委員から、法律の改正に伴う条例の改正とのことだが、審査手数料については、本市独自に設定できないのかとの質疑があり、執行部からは、各自治体の判断で金額は設定できるが、県内の特定行政庁で金額が異なると、建主や業者にとっては手続が煩雑になることから、審査手数料は県内統一であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第61号 那須塩原市手数料条例の一部改正については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、産業観光部商工観光課所管の議案第63号 那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、これまで、ステージとキッズエリアを一体で貸出ししていたとのことだが、市民から分けて貸してほしいとの要望があったのかとの

質疑があり、執行部からは、プレオープン中の運営状況を見ると、それぞれ分けて利用しており、利用者から、分けて貸してほしいという希望が多かったため、今回条例を改正するとの答弁がありました。

審査の結果、議案第63号 那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、建設部都市整備課所管の議案第66号 訴えの提起について申し上げます。

委員から、所有権移転仮登記の抹消を求めるとのことだが、訴えの提起に至った理由はとの質疑があり、執行部からは、郵送や電話で何度か接触を試みたが、相手方とは直接アポイントが取ることができなかった。相手方の応答がなく、これ以上の手立てがないとの判断の中で、訴えを提起するに至ったとの答弁がありました。

審査の結果、議案第66号 訴えの提起については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

議案第59号から議案第67号までの9件につきま

しては、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

ただいまの9件について、各常任委員長報告はいずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第59号から議案第67号までの9件については、各委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第67号までの条例案件、計画案件及びその他の案件9件については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情に入ります。

初めに、陳情第5号について、討論通告者に対し、討論を許します。

21番、齋藤寿一議員。

〔21番 齋藤寿一議員登壇〕

○21番（齋藤寿一議員） 陳情第5号 政府に消費税減税を求める意見書提出に関する陳情書に対し、反対の立場で討論をいたします。

我が国は、65歳以上の人口割合が全人口の21%を占めている状態であり、超高齢化社会を迎えています。日本を支える現役世代の人口は、年々減少している中で、社会保障の財源確保は大きな課題となっております。社会保障の充実、安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化を同時に達成することを目指し、社会保障と税の一体改革としております。

実際、国の予算は毎年社会保障費に最も多くの財源が充てられており、その額は1990年の11兆円から、2018年の33兆円とおおよそ3倍にまで膨れ上がっております。消費税は社会保障4経費、つまり高齢化で増え続ける年金や、医療、介護に関わる経費や子育て支援の財源確保に充てられており

ます。

消費税の経過は、1989年4月、竹下内閣時に消費税を導入し3%といたしました。次に、1997年4月、橋本内閣時に5%とし、2014年4月、安倍内閣時に8%とし、昨年10月に10%といたしました。

付け加えますと、野田内閣時代の2012年3月に民主党、自民党、公明党の3党合意の下に、2014年に8%、2015年に10%に引上げる法律が成立していました。しかし、安倍内閣は、景気の低迷などを理由に、8%から10%の増税を2回延期し、昨年の10月1日に実施したわけであります。

昨年の実施日の10月1日に、幼児教育の無償化を昨年の増税分から実施をしております。消費税の社会保障への財源として支える比率は重く、例えば消費税1%の引上げで、税収は2.8兆円増えます。一方、年収1,237万円超の所得税率を1%上げても、1,400億円の税収しか生まれず、また、法人税率を1%上げても、5,000億円程度の税収しか上がらないわけで、いかに消費税の重要性が分かります。

今回の陳情内容は、新型コロナウイルス感染症による政府による自粛要請に対し、特に中小企業経営者及び被雇用者は、経済的負担に耐え抜く努力を行っているが、国民所得低下や雇用不安定化などは、避け難い状態となっていること、また、経済危機の状況も鑑み、生活者目線に立って消費税減税を行うことが必要などから、国に意見書の提出を陳情してほしいという内容であります。

国の新型コロナウイルス感染症に対する支援を、ここで述べさせていただきます。

全国民に特別定額給付金として、一律1人当たり10万円の給付金を初め、子育て世帯への臨時特別給付金、独り親世帯の臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金、住居確保給

付金、学生支援緊急給付金、緊急小口資金・総合支援資金、国民健康保険料等の減免、納税猶予、公共料金の支払いの猶予、持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、持続化補助金、固定資産税及び都市計画税の減免など、数多くの処置を講じております。

意見といたしまして、2014年4月に8%、そして、先ほど述べたように、2015年に消費税を10%引上げる法律が成立していること。社会保障4経費、年金、医療、介護を初め、昨年10月1日から実施している幼児教育の無償化の事業化に対し、減税をした場合の財源確保が難しいこと、陳情内容の新型コロナウイルス感染症による国民の経済負担収入の減収の趣旨は分かりますが、先ほど述べたように、国も多額の予算を国民負担減になるように様々な給付等を初めとする施策を講じており、また、本市においても、コロナ対策費として費用を捻出しているように、全国の自治体においても独自の方策を講じていることから、以上、ただいま意見を述べさせていただいたことから、この陳情第5号 政府に消費税減税を求める意見書提出に関する陳情書については、反対の討論といたします。

○議長（吉成伸一議員） 19番、高久好一議員。

〔19番 高久好一議員登壇〕

○19番（高久好一議員） 皆さん、おはようございます。19番、日本共産党の高久好一です。

ただいまから、陳情第5号 政府に消費税減税を求める意見書提出に関する陳情に賛成する討論を行います。

消費税は3%から5%へ、そして8%と上げられ、31年間たちました。家計の負担に重くのしかかっています。国は日本の社会保障費の全てを消費税で賄うとして、法人税や所得税から置き換えました。すぐに財源が不足して、これからも

値上げが続く、そういう状況になります。陳情者が求める社会保障の拡充にはつながりません。

消費税頼みの社会保障は、負担増とサービスの削減や利用抑制が続く、こういう状況が続きます。そして、消費税は弱者から僅かな貯えを吸い上げ、大企業と富裕層を潤す、選択と集中が消費税の正体です。その約8割が今までも大企業の減税のために使われ、日本を世界でも異常な経済成長ができない国にしてしまいました。その中で、大企業は467兆円に達する国家予算の4年分も超える内部留保を抱え込んでいます。

こうした中で、ドイツのメルケル政権は、6月3日、日本の消費税に該当する付加価値税を3%に引下げるなど、約16兆円規模の追加景気対策をまとめました。新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ消費や投資を後押しするのが狙いです。

期間限定で付加価値税を18%から16%へ、食品などに適用される軽減税率は、7%から5%に引上げます。そして、子ども1人当たり約3万6,000円の支援や電気料の引下げなども盛り込みました。

日本の消費低迷の背景には、消費税増税による国民負担に加え、賃金の低迷があります。今消費を拡大するには、消費税と賃上げが必要です。

現在の財源は、大企業にも応分の負担を求め、所得税を中心とした応能負担の原則による公平な税制と、内部留保をため込ませない仕組みをつくることです。最低賃金を抜本的に引上げ、国民生活の底上げが求められています。

同時に、当面消費税を5%に戻し、消費を起点とした経済の好循環を取戻すことが何よりも必要です。そこに国民生活も日本経済も消費税に頼らず、暮らしを豊かにする道が開けてきます。

陳情第5号 政府に消費税減税を求める意見書提出に関する陳情に賛成する討論を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第5号について、総務企画常任委員長報告は不採択とすべきものです。

これより、電子採決システムにより採決いたします。

陳情第5号 政府に消費税減税を求める意見書提出に関する陳情について、採択することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成少数。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

次に、陳情第6号に入ります。

陳情第6号について、討論通告者に対し、討論を許します。

5番、星野健二議員。

〔5番 星野健二議員登壇〕

○5番（星野健二議員） 議席番号5番、星野健二です。

陳情第6号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情に対し、反対の立場で討論をいたします。

日米地位協定は、1960年の日米安保条約改定に伴って締結されたものであり、米軍による我が国における施設、区域の使用と、我が国における米軍の地位について規定したものであり、日米安全保障体制にとって極めて重要なものです。

日本とアメリカとの間で締結された地位協定は、日本の防衛に関する内容も含まれており、外交問題にも関係してくるため、慎重に対応すべきと考

えます。また、防衛、外交については、国家間レベルの内容であり、地方議会の権限ではないため、国会、または国会議員が議論すべきであると考えます。国会議員によるワーキングチームが提言をまとめ、政府に申出を行っている事例もあります。

それより、私たち市議会議員に求められることは、この地域をどうすべきかと地域の課題にしっかりと取り組み、市民に答えていくことであると思います。

以上のことから、日米地位協定抜本の見直しを求めるよう意見書提出を要請する陳情について、反対の討論といたします。

○議長（吉成伸一議員） 19番、高久好一議員。

〔19番 高久好一議員登壇〕

○19番（高久好一議員） 19番、日本共産党の高久好一です。

陳情第6号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本の見直しを求める」よう意見書の提出を要請する陳情書に賛成する討論を行います。

この陳情は、全国知事会が2018年7月27日に国に提出した全国知事会の提言を基に、多くの自治体にも日米地位協定の現状を理解していただき、日本の主権を回復させるとともに、アメリカと対等・平等な親しい友人となるための陳情とするものです。

県内北部の自治体では、矢板市と塩谷町が採択したと聞いています。陳情書が述べているように、栃木県には米軍輸送機の首都圏横田からのオスプレイが沖縄・三沢基地に移動する際の通路になっており、また、横田基地のC130輸送機も訓練の地域になっており、鹿沼市を初め幾つかに自治体でも住民から低空飛行の不安や騒音に関する苦情が寄せられています。

日米地位協定は、国内で航空機が飛行中に物を落としたら、航空法に基づいて処罰されますが、

米軍機は航空機の安全運行に関する規定の適用を除外した航空特例法によって、普天間第二小学校のように、部品の落下事故を起こしても罰せられません。

基地を自由勝手に使用し、日本の法令に反した被害をもたらしても、米軍は警察や政府、自治体職員の立入りを拒むことができるなど、日米地位協定3条は、米軍による基地の排他的な管理権を規定し、日本の国内法を除外する特権を与えています。

現在、こうした治外法権的な文言は削除されたものの、国は実態には差異はないとしており、現行協定に治外法権的な性格がそのまま引継がれています。

これに対して、基地を抱える自治体などから国内法の適用や基地内への立入りを求める声が相次いでいます。ドイツやイタリアでは、日本と同じ敗戦国でも、特別の取決めとして地位協定は国内法の適用を随所に明記しています。ですから、米軍基地による環境汚染や、その復元についても米軍が負担することになっています。日本はそうした経費の全てが日本負担となっています。

そして、最近この全国知事会の提言を採択する自治体が増えています。先頃行われた沖縄県議選でも、もう基地はいらないと、こうした公約を掲げた知事を支持する与党が過半数を制しました。

議会改革で高く評価された那須塩原市の議会が、この陳情書を採択され、日米地位協定の抜本の見直しへと進むことを願い、日米が対等・平等な友人となるよう求めて討論を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第6号について、総務企画常任委員長報告は不採択とすべきものです。

これより、電子採決システムにより採決いたし

ます。

陳情第6号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書について、採択することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成少数。

よって、陳情第6号は不採択と決しました。



◎議案第56号～議案第58号の

予算常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第3、議案第56号から議案第58号の補正予算案件3件を議題といたします。

ただいま申し上げました議案3件については、予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、10番、佐藤一則議員。

[予算常任委員長 佐藤一則議員登壇]

○予算常任委員長（佐藤一則議員） 予算常任委員会の審査の経過と結果について、御報告いたします。

令和2年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、議案第56号から議案第58号までの令和2年度補正予算案件3件であります。

これらの案件を審査するため、6月17日、議場において、委員25人出席のもと、予算常任委員会

全体会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から、各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その審査の経過と結果について申し上げます。

初めに、議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

[発言する人なし]

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告

に基づき、討論、採決を行います。

議案第56号から議案第58号までの補正予算案件3件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

ただいまの3件については、予算常任委員長報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものです。採決いたします。

議案第56号から議案第58号までの3件について、予算常任委員長報告のとおり決することで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第58号までの補正予算案件3件については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時58分

○議長（吉成伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第72号～議案第74号の

上程、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、お諮りいたします。

日程第4、議案第72号 那須塩原市長等の給料月額の特例に関する条例の制定についてから日程第6、議案第74号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とし、那須塩原市議会会議規則第37条第3項の規定により、

提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号から議案第74号までの3件を一括議題とし、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

本案について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第72号から議案第74号までの3件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号から議案第74号の条例案件3件は、原案のとおり可決されました。

◇

◎発議第5号の上程、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第7、発議第5号 那須塩原市議会の議員の議員報酬の特例に

関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、那須塩原市議会会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

本案について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第5号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号 那須塩原市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第68号～議案第71号の

上程、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、お諮りいたします。

日程第8、議案第68号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）から日程第11、議案第71号 令和2年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とし、那須塩原市議会会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第71号までの4件を一括議題とし、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

本案について、質疑を許します。

14番、鈴木伸彦議員。

議案番号をお願いします。

○14番（鈴木伸彦議員） 議案第68号 一般会計補正予算（第4号）について質疑させていただきます。

23ページの2項3目市単独道路整備事業（4001事業）ですね。そちらで減額5,600万とあるわけですが、不要不急のものを今回外して財源を確保するということですが、この中で国道400号整備に伴う烏ヶ森公園東側道路整備が含まれているんですが、これが不要不急と考えた理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大木 基） 烏ヶ森公園東側道路につきましては、当初3,950万ということで計上させていただきました。全額減額ということじゃなくて、それを1,000万にしたということでございます。当初は全線の延長230mをやっていた。それを50mにすると。

考え方としましては、国道400号の県事業で進

めている中央分離帯設置、それに合わせての迂回路的な意味合いの今回整備ということで、当面緊急的に必要だというのは、何本か東側道路に、国道400号からつながっている道路、今現在は、車止めで止まっている接続されている道路があるんですが、その車止めを撤去するような整備をすれば、当面、中央分離帯ができたとしても迂回処置ができるということがございまして、そちらの部分の費用1,000万は残した中で、残りのやつは減額したと。つまり、必要な部分については残してあるということであります。

捉え方としましては、こちらのほうの国道400号整備に伴う烏ヶ森公園東側道路については、国道400号の整備に合わせて整備しなくちゃならないということで、必要だというような捉え方をしております。その中で、コロナ対策に振り向けられる予算が幾らかという精査をした中で、今言ったような予算措置をさせていただいたということでございます。

○議長（吉成伸一議員） 14番、鈴木伸彦議員。

○14番（鈴木伸彦議員） 400号道路の整備に伴うということなんですけれども、そちらのほうの整備の進行状況は遅れがあるとか、コロナで進行が遅れているとか、そういった状況はございますか。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大木 基） 今のところ、県のほうからコロナの影響によって事業が遅れるということはお聞いておりません。

以上であります。

○議長（吉成伸一議員） 14番、鈴木伸彦議員。

○14番（鈴木伸彦議員） コロナで必要なところに財源を移すという考えは、十分理解できるところであります。

その中で、やはり住民の生活にとって必要だということで、一度つけた予算を、今回、基準がない中で、やはり私は、これは意見になってしまうかもしれませんが、ここをどういう基準で外したのかなというところは気になるころでしたので、最後にもう一つ、これは財政が厳しくなる中で、来年度もう一度予算を出すような考えはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大木 基） この6月の追加補正の基本的な考え、不要、不急という2つの言葉あるんですが、建設部の事業については、不要という考えは一切持っておりません。ただ、コロナ対策とどちらが重たいといたしますか、優先するのかがという中で、不急の事業について今回計上させていただいたということでございます。

当然、そういうことでありますので、コロナが落ち着いた暁といたしますか、その後には、予算措置をして事業を進めたいと、このように考えております。

○議長（吉成伸一議員） 14番、鈴木伸彦議員。

○14番（鈴木伸彦議員） はい、それでは了解しました。

続きまして、23ページ、河川費です。3項3目普通河川整備事業（1001事業）なんですけど、勘定原堀水路改修減額3,700万円というのがあるんですが、こちらについても減額の理由をお伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大木 基） 勘定原堀水路改修工事、カゴメさんの工場棟の付近からにしなすの運動公園のほうを通っている水路が勘定原堀ということなんですけど、この水路については継続して改修事

業を進めております。

懸案だったカゴメ工場の壁とか、そういったところについては、おおむね整備が完了しまして、重要な箇所については整備が済んでいるという中で、今回のコロナ対策費に振り向けるために、若干先送りをさせていただいたと、こういうことでございます。

○議長（吉成伸一議員） 14番、鈴木伸彦議員。

○14番（鈴木伸彦議員） ちょっと聞き取れないところもあったので、ちょっとあれですが、これだけ気象異常が起きる浸水地域が東那須野では新たに認定されたという中で、その排水整備をしないと周辺に迷惑がかかるということは、今年、来年とかそういったところで、そういったことはないということよろしいですか。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大木 基） 勘定原堀につきましては、継続して今まで水路改修を進めてきたという結果の中で、例えば昨年度の台風19号、かなりの豪雨、そのときについても、この部分で大きく浸水したという報告は受けておりませんので、市としましては、今回のコロナ対策で若干先送りをして、ある程度対応できるものというふうに考えているところでございます。

○議長（吉成伸一議員） 14番、鈴木伸彦議員。

○14番（鈴木伸彦議員） 了解しました。

続きまして、21ページ、1項3目工業振興費、企業誘致事業費（1001事業）なんですけれども、この中にサテライトオフィス誘致活動支援、減額では483万8,000円、これの減額理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（富山芳男） こちらのサテライト

オフィス誘致活動支援というものでございますけれども、こちらの内容につきましては、サテライトオフィスの立地に適する業種とか、あとは物件だとか、そういったものを調査したり、あとは企業へのアンケート調査をしようとしていたものでございます。

今回のこのコロナにおかれまして、こちらについても来年実施ということで、先延ばしさせていただいたところでございます。

○議長（吉成伸一議員） 14番、鈴木伸彦議員。

○14番（鈴木伸彦議員） 今、災害が東京で起きたり、今回のコロナのようなことで、密を防ぐという観点で今は地方がいいのではないかというふううたわれているときに、まさにサテライトオフィスなどは、ちょうど機を得ていると思うんですよね。

その中で、またあと工業団地も造成しつつ、まだ8分の1しか応募が決まっていないというような中で、やはりアクセルなのかブレーキなのかちょっと分かりませんが、那須塩原市はこれから県北で発展しようというときに、今ここで減額するのがいいのかどうかということは、これは結論からいうと問題ないと思ったんでしょうけれども、全然今後もこちらはそう慌てる必要がない、そういう考えで減額したということの理解でよろしいですか。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（富山芳男） 今回、こちらのサテライトオフィスについては、そういうわけでちょっと先延ばしをさせていただいたところでございます。

その代わりといいますか、今後うちのほうでやっていきたいというのは、国の事業を使って、いわゆるワーケーション事業というものに、ちよ

と取り組んでいきたいというふうに思っています。

このワーケーションというのは、例えば板室温泉だとか、塩原温泉だとか、そういうところで温泉につかりながらというか、長期休暇しながら仕事ができると、そういったWi-Fiの整備とか、そんなものに取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

○議長（吉成伸一議員） 3番、中里康寛議員。

○3番（中里康寛議員） 私のほうから1点だけお聞かせください。第68号補正予算（第4号）についてでございます。

補正予算書の28ページ、29ページでございます。上水道整備費についてでございます。

補正額の1億100万円については、使い道は承知しているところでございますが、財源と内訳についてお伺いいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（磯 真） 補正予算書28ページにございます上下水道整備費で1億100万円、こちらが計上されております。

こちら負担金補助及び交付金の補助金等というところで計上されておりますけれども、こちらにつきましましては、財源としては一般財源を充当しているというふうなことでお聞きしているところです。

○議長（吉成伸一議員） 内訳もお願いします。

○上下水道部長（磯 真） 失礼いたしました。

1億100万円の内訳ですけれども、今回、水道料金基本料金の2か月間の減免をするということで、そちらが1億円、あと100万円につきましましては、そのシステム改修に係る委託料が100万円ということでございます。

○議長（吉成伸一議員） そのほかにもございますか。

6番、小島耕一議員。

○6番（小島耕一議員） 同じ68号で、補正予算の執行計画書の14ページで、4款衛生費の1項1目保健衛生総務費で、多くの新型コロナ対策が支援金として出ておりますけれども、具体的にどのような使い方をするのか、お伺いしたいと思います。

最初に、一番上段の新型コロナウイルス感染症対応医療体制確保支援金ということで、新規で計上してはおりますけれども、どのような対象に、どの程度、どういう理由で支援するのか、そこのお伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、執行計画書13ページの新型コロナウイルス感染症対策費（健康増進課）（4004事業）の、飛んで14ページの交付金というところでよろしいでしょうか。

こちらの医療体制確保支援金につきましては、コロナ患者の入院患者を受入れている病院に対して、その病床数に応じまして支援金を交付いたしまして、安定した医療体制を構築してもらおうということで措置しているものでございます。

○議長（吉成伸一議員） 6番、小島耕一議員。

○6番（小島耕一議員） 続けて、どのようなところにこの対策費が使われるのか、お伺いしたいと思います。

次の新規のところでございますけれども、子育て支援課の4006事業の放課後児童クラブの緊急サポート事業ということで500万円が支出予定となっておりますけれども、どのような中身で、どのようなところに支出するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） それでは、御質問の放課後児童クラブの緊急サポート事業につきま

してお答えを申し上げたいと思います。

こちらにつきましては、4月、5月、学校が臨時休校という中で、放課後児童クラブにつきましては、朝から開所ということで対応してまいりました。その中で、朝から支援員さんの対応、それから、事務経費等の事務処理の対応ということで、こちらに対しての支援ということでございます。

まず、公設クラブが34クラブありまして、こちらに対して約200万、それから、民設クラブが26クラブございまして、こちらが約300万円ということで、4月10日から5月31日までの利用児童数を基に算出しまして、計上いたしたところでございます。

以上です。

○議長（吉成伸一議員） 6番、小島耕一議員。

○6番（小島耕一議員） 続けて、民間保育園の応援事業ということで、これにも1,375万を支出するというところでございますので、どのような形で支出するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） それでは、続きまして民間保育園等への支援ということでございますが、この新型コロナウイルスの期間、保育園に対しましては、市のほうから保護者に対しまして、自主的な休園を要請したというところでございます。

その中で、民間保育園等につきましては、児童がお休みの中でも、例えばバスの運転手の給与とか、調理員さんの給与とか、こういうものが対応しなくてはいけないということ、それから、休園に対しての保護者への通知、それから、メール等の事務処理があるということで、そういう中の民間保育園等への支援ということで、1施設当たり10万円、それから、園児1人当たり3,000円と

いうことで予算を計上させていただいてございます。

以上です。

○議長（吉成伸一議員） 6番、小島耕一議員。

○6番（小島耕一議員） もう一つ、4014事業、社会福祉課で新型コロナウイルス感染防止対策支援金ということで780万円を支出するようになっていますが、けれども、どのような支出先に、どのような目的から支出するか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、社会福祉課所管の支援金について御説明を申し上げます。

こちらの支援金につきましては、市内にある障害者施設に対しまして支援をするものでございます。

支援の目的といたしましては、障害者施設につきましては、感染症が発生して、それがクラスター、大量のコロナ患者が出てしまうと、それによって場合によっては市民生活が崩壊しかねないということで、感染症対策をしっかりとやっていただくということで、具体的には消毒液とかマスクとか、そういったものに充てていただくということで、支援金を支出するものでございます。

○議長（吉成伸一議員） 6番、小島耕一議員。

○6番（小島耕一議員） 最後でございますけれども、その下の高齢福祉課でも、やはりこの新型コロナウイルス感染症防止対策支援金ということで支出するというところで、1,980万円を支出することになってはいますが、具体的な支出先だとか、支出目的をお願いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 高齢福祉課の予算につきましても、社会福祉課と同じように、こちら

につきましては介護施設について、感染症対策について支援して、具体的には消毒液とかマスクとか、そういったものを買っていただいて、しっかりと感染症対策を支援するという支援金でございます。

○議長（吉成伸一議員） ほかにございませんか。
11番、相馬剛議員。

○11番（相馬 剛議員） 議案第69号、国民健康保険のページ数、予算執行計画書の37ページの歳入の国民健康保険税の1項1目で420万、これの減額する算出根拠をお願いします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。
総務部長。

○総務部長（石塚昌章） ただいまの御質問ですけれども、本日議決をいただきました条例の改正案、それに基づく予算の提出になるわけでございますが、これにつきましては、平成元年度の国民健康保険税の第7期分ですかね、2月1日からの適用になりますので、その時点での納期があったものについて減免の対象になってくると、さらには今年度、今後課税になる部分について減免の対象を見るものでございますけれども、これについては具体的に今後どれだけ申請があって、どれだけ減免になるかというのは、正直なところ読めないところでございます。現時点で相談という形では20件ほど来ております。今後、これらをどの程度、このコロナウイルスの影響によって減収になっていくか、これを今後判断していくわけでございますけれども、その中において、今現在考えられるであろうということなものですから、大変申し訳ないです。幾ら掛ける幾らと、こういった予算措置における積算根拠というのは、正直なところ、ここの時点ではございません。大変申し訳ございません。

すみません。大変失礼いたしました。

先ほど、令和元年という言うべきを平成元年と言ってしまいました。大変申し訳ございません。

○議長（吉成伸一議員） 11番、相馬剛議員。

○11番（相馬 剛議員） ただいまの件は了解いたしました。

続きまして、議案第70号、介護保険特別会計のやっぱり歳入で、ページ数は予算執行計画書39ページになります。

こちらやはり、第1号被保険者の保険料徴収料につきまして、特別徴収保険料が390万の減額予算となっております。これについても算出根拠を御説明いただければありがたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。
保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 39ページの特別徴収保険料の算出根拠ということでございますが、こちらにつきましても、先ほど総務部長が申し上げたとおりでございますが、ざっくりとした計算で言えば、納税者に対してどのくらいの減免の人がいるかというのを、根拠がなかなか探すことができなかつたんですが、約100人中0.22%ぐらいいるだろうというざっくりとした根拠に基づいてつくったということで、算出しているものでございます。

○議長（吉成伸一議員） そのほかにもございますか。
2番、山形紀弘議員。

○2番（山形紀弘議員） 議案第68号の補正予算執行計画書の14ページになります。

新規でサーマルカメラ、前回の全協の資料でシニアセンター、学校、保育園、社会教育施設などに147台設置するということなんです、このサーマルカメラ、同じ性能で同じ単価なのか、その辺教えていただけますか。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。
保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、4款衛生費に出ておりますサーマルカメラの詳細につきまして、保健福祉部所管のものについて、まず説明をさせていただきます。

13ページの健康増進課の4004事業、ページが移りまして、14ページの上段のほうに、新規サーマルカメラ69万5,000円と、そのページの一番下に高齢福祉課所管の4015事業にサーマルカメラ23万2,000円ということで出てございますが、こちらの単価につきましては、1台当たり23万1,000円ほどでありまして、健康増進課分につきましては3台、高齢福祉課分については1台ということで、性能につきましては、サーマルカメラ、固定式なものでございまして、三脚にカメラとモニターがついておりまして、その前に立って額を当てて温度を測るというものでございます。

こちらの庁舎にございますサーマルカメラとの違いにつきましては、こちらの庁舎にあるものについては、複数人数の人の体温が測れるということなんですが、保健福祉部所管のものについては1人だけのものということでございます。

以上でございます。

○議長（吉成伸一議員） 教育部長。

○教育部長（小泉聖一） それでは、同じくサーマルカメラということで、4008事業、4010事業、コロナウイルス感染症対策費ということで、教育総務課、生涯学習課、それぞれでやはりサーマルカメラを計上しております。

これにつきましても、単価は今、田代保健福祉部長のお答えしたとおりのことなんですけれども、教育総務課計上分につきましては学校分ということで、全部で68台、生涯学習課計上分につきましては、公民館、それから、文化会館、図書館等で全部で28台ということの計上になっております。

○議長（吉成伸一議員） 子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） それでは、子ども未来部所管のサーマルカメラについてお答え申し上げます。

予算執行計画書の14ページ、保育課所管でございますけれども、こちらのサーマルカメラにつきましては、市内の公立保育園、それから、民間保育園、全て47施設に1台ずつということで、単価が22万円になります。

今までの保健福祉部、教育部との違いは、保育園児に対してのカメラなものですから、ガンタイプといますか、ハンディタイプのもを購入いたしましたして、背が低い園児もいらっしゃいますし、動き回るものですから、そういうタイプを今考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉成伸一議員） 2番、山形紀弘議員。

○2番（山形紀弘議員） 学校教育課のほうの68台ということでございますけれども、小中学校の生徒数が多いところもあれば、少ないところもある。児童数によって台数の設置数も変わるのか、その辺を教えてください。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 議員おっしゃるとおり、大規模校、小規模校、それぞれの児童数、生徒数に合わせて配備ということで考えております。

○議長（吉成伸一議員） そのほかにもございますか。9番、星宏子議員。

○9番（星 宏子議員） 68号の補正予算のほうの減額の件でお聞きしたいんですが、補正予算執行計画書追加の分です。ページ24ページ、2001事業、都市公園等長寿命化事業費（2001事業）と、あとページ28ページの3501事業、小学校施設整備事業費において、先ほど建設部長の答弁でありました

が、不要不急で先送りする場合もあるということでしたが、こういった学校施設や公園の施設といったもの、長寿命化を図るもの、また、改修すべきもの、様々あるとは思いますが、こうした理由で、不要不急ということでコロナ対策のほうに事業費のほうを追加するのは分かるんですけども、安全性をそこでまた担保できるのかどうかということをお聞きしたいのですが、伺います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大木 基） では、私のほうからは都市公園等長寿命化事業費ということで御説明いたします。

一応、今回の減額に当たっては、当初予算を計上していた部分のその内容、これを一つ一つ精査いたしました。

ちょっと具体的な部分で御説明いたしますと、例えば烏ヶ森公園の水飲場更新、これについては、直ぐに更新しなくても水が飲めないということじゃないので、若干先送りしてもいいだろうと。あと、同じく烏ヶ森公園のあずまや棟、これらについても直ちに危険な状態ではないという判断のもとに延ばしたと、そういった一つ一つの施設の状況を精査いたしまして、こちらを先送りしてもコロナ対策が優先だという中で、都市公園整備事業、都市公園の長寿命化事業の各施設、先送りできるやつだけ今回減額したということでございます。

○議長（吉成伸一議員） 教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 同じく28ページ、小学校施設整備事業というところの減額ということなんですけれども、基本的に当初予算を計上した中で、安心・安全というところで、今年度各小学校、中学校の防火シャッターの安全装置の設置、こういうようなものについては減額はしておりません。やはり生命の危険というところを考えまして、そ

のまま実施ということで考えております。

今回、この減額したものにつきましては、翌年度以降に送っても、特に生命の危険とかそういうところまで影響がないだろうというものについて、計画のほうを見直して送ったというところなんです。

この中で、1つ、消防施設修繕設計というものは減額というところに項目は入っているんですが、これにつきましては、既に契約が終わってしまっていて、執行残というのがございます。契約上の執行残額、消防施設の修繕の設計については50万の当初予算だったところが、契約が45万1,000円ということで、その執行残額を減額ということで、特に事業をやらないというわけではございません。

以上です。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） 議案第68号についてなんですけれども、補正予算執行計画書の15ページ、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の補助金についての和牛消費拡大事業がありますけれども、この内容について伺います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（富山芳男） 15ページの和牛消費拡大事業でよろしいんですかね。

こちらにつきましては、和牛につきましても今回のコロナで売上げが落ちているといったところがございます。そういった中で、那須塩原市の畜産振興会、そちらのほうの事業として和牛消費拡大をやっていききたいと。

今考えている案としましては、5,000円のクーポン券、これを3,500円で購入できるといったものを考えておりまして、枚数としては2,000セットを予算計上させてもらったところでございます。

○議長（吉成伸一議員） そのほかにもございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 答弁漏れですか。

総務部長。

○総務部長（石塚昌章） 先ほど、相馬剛議員の御質問の中にありました国保税の減免の関係の中で、若干答弁の誤りがありました。

今年度の歳入の中で420万という歳入減があるわけですが、先ほど介護保険条例の関係の介護保険の特別会計と同じような考え方で減免になるであろうという率を0.22%という設定しております。当初の課税額にそれを掛けた段階で420万という算出をしておりますので、御了解をいただきたいと思います。大変失礼しました。

○議長（吉成伸一議員） そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） そのほかにないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第68号から議案第71号までの4件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第71号までの補正予算案件4件は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、質疑、討論、

採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第12、発議第6号 那須塩原市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について、那須塩原市議会会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略いたします。

なお、那須塩原市議会会議規則第37条第2項の規定により、本案の委員会付託はありません。

本案について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第6号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号 那須塩原市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

以上で、令和2年第3回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしました。

◇

◎市長挨拶

○議長（吉成伸一議員） 閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 令和2年第3回那須塩原市議会閉会の御挨拶をさせていただきます。

14日にもわたる議会、今日が最終日となりました。補正予算、人事案件、条例の制定、一部改正など、40件御決定いただきまして誠にありがとうございます。

そして、この定例会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、議会の皆様から様々な御配慮をいただきました。会派代表質問、一般質問の中止、執行部側からの質問もなし、そして、会場での感染拡大防止、様々な点で御配慮賜り深く感謝を申し上げます。

そして今、発議によって委員会等のオンライン開催ができるようになりました。

私は市長になる前に国会議員をしておりましたが、議会の規則を変えるというのは、物すごい大変だということは、私はよく分かっています。だからこそ皆様の姿勢に敬意を示すとともに、変革は地方から行わなければならないということを改めて感じました。

その国のほうでも、第2次補正予算が成立し、ひとり親世帯臨時特別給付金の給付が決定をしました。本市でも関係する予算を整理して、専決処分で行いたいと思っておりますので、議会の皆様の御理解を賜ればと思っております。

気がつけば、令和2年、もう半年たちました。この新型コロナウイルス感染拡大防止に様々なことを行ってきました。

思い返せば、3月の安倍総理による全国一斉休校の要請から始まり、当時、あのときは一斉休校をしてほしいということで、全国の自治体で様々な方針を決めました。私はあの総理の要請を聞いて、自分も子育て世代、共働きで子どもを育てています。来週から学校が休校になったら、共働き世帯はどうなるのかと思い、限られた時間ではありましたが、極力子育て世代の方の御意見も聞いて、自由登校ということを決めました。

その後、月井教育長になり、コロナ禍における学校生活をどのようにすればいいかと、分散登校という計画を当時の教育委員会や教職員の皆さん、寝ずに考えていただきました。

残念ながら、その後すぐに本市でも患者が出てしまったので中止としましたが、その後、今度は全県で分散登校が実施をされることになりました。

家学プロジェクト、昨日記者会見で家学プロジェクトの結果、どのくらいの利用者が出たか、結果を出しました。6割以上の方が使ってくれました。家学プロジェクトを前々からやるよと言ったわけではなくて、ある種突然、家学プロジェクトをやりますとって6割というのは、非常に興味深い結果だと思っております。やはりこれも、これまで本市が行ってきたICT教育の賜物であると思っておりますし、今後のオンライン教育の素地というのが、この結果に現れたのではないかなと私は思っています。

そうした感染拡大対策、大田原市、那須町と3市町で非常事態宣言を行い、その後も共同で警戒宣言を行いました。

北那須モデル非常事態宣言等の目安もつくり、那須地域で生活圏を一緒にする人たちで危機感を

共有しようということも行いました。

昨日、全協でも説明をしましたが、自治会のガイドラインも提示しました。

直接の感染対策、経済支援、これからは市民の生活の在り方や共助をどうあるべきか、災害においても共助が働くようなことを感染拡大対策と同時に進めなければなりません。

寒くなればインフルエンザがやってきます。インフルエンザはコロナと非常に症状が似ている、早めにインフルエンザ対策もしなければならないと思っています。今は終息していますが、ワクチンができるまで終わりはありません。手探りではありますが、このコロナ対策、しっかりやっていきたいと思っています。

そして、ブリヂストンの黒磯工場跡地、臨時の議員全員協議会でも申しました。多くの方々の御期待に応えることができず、大変に申し訳ないと思っています。このブリヂストンの黒磯工場跡地だけではありません。このコロナによって様々な事業、プロジェクトを練り直しを余儀なくされています。

しかし、コロナ禍だからこそ、地方が目される機会が来るのではないかと考えています。

オンライン化が進み、会社に行かなくても、何だ、仕事できるじゃないか。行政機関だってそうです。今、県内の市町村長会議だって県庁に行かないで、オンラインでやっています。全く不便を感じません。そうしたこれからの新しい流れ、感染拡大防止、経済支援、コロナ後の那須塩原市の在り方を同時に考えていきたいと思っています。

結びになりますが、昨年の6月、私の市長就任、初めての定例会でした。議員の皆様の質問は全て最初は私が答えたいと思い、皆様からの御質問をいただいたことをよく覚えています。参議院議員を辞め、財務大臣政務官を辞め、那須塩原市長に

なろうと思った決意は、那須塩原市、ひいては栃木県北を豊かにしたい、その一心であります。那須塩原市への思い、先人たちの感謝を忘れずに、これからも議会の皆様とともに、本市の発展に邁進していきたいと思っています。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（吉成伸一議員） 市長の挨拶が終わりました。



◎閉会の宣告

○議長（吉成伸一議員） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

6月5日から14日間にわたり開会されました令和2年第3回那須塩原市議会定例会、提出されました案件につきましては、議員各位並びに執行部の皆様の御協力により、ここに全ての議案の審議を終了することができました。

本定例会は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた形での開催となりました。各位の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

毎回の定例会と同様ではありますが、執行部におかれましては、審議の過程で出されました意見要望等を十分に検討いただき、市政に反映されますよう要望するところであります。

改めまして、このたびの議会定例会は、会派代表質問、市政一般質問、執行部の議案説明、そして、各常任委員会も短縮をし、また、執行部の出席者に対しても絞った形で開催をさせていただきました。このことは、ひとえに執行部がコロナ対策に傾注できるように、我々議会としては最大の敬意を払ったものであります。ですから、今後においては、これまで以上に議会に対しまして情報、

そして、事業等の説明をより迅速に、そして丁寧にさせていただくことを強く私から要望させていただきたいと、そのように思います。

梅雨本番を迎えます。大雨も警戒をしなければいけません。そして、併せて新型コロナウイルス感染症もまた同時に警戒をしていかなければいけません。我々個人としても、しっかりとした対応をするとともに、市民の代表である議会として、これからも皆様の協力を得て、様々な対策を講じてまいりたいと思いますので、今後とも協力をよろしくをお願いをいたします。

以上をもちまして、本定例会終了とさせていただきます。

大変にありがとうございました。また、御苦勞さまでした。

閉会 午前11時53分

上記会議録を証するため下記署名する。

令和2年6月18日

議 長 吉 成 伸 一

署 名 議 員 森 本 彰 伸

署 名 議 員 齊 藤 誠 之

同意第4号、那須塩原市副市長の選任について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、「^{わたなべ}渡邊 ^{かずあき}和明 氏」を、令和2年7月2日付けで副市長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

渡邊氏は、昭和58年に栃木県に奉職され、農村振興課長、生産振興課長、農政部次長、平成29年4月から平成31年3月までの2年間は、農政部長を歴任され、定年退職後は、これまでの経験を生かし、公益財団法人栃木県農業振興公社理事長を務めております。

行政に関する知識、経験ともに豊富であり、副市長として適任であると考え、提案するものであります。

同意第5号、那須塩原市農業委員会委員の任命について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、農業委員会委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、農業委員会委員を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

20名の農業委員会委員の候補者は、新規の候補者9名、再任の候補者11名であり、那須塩原市農業委員会委員候補者選考委員会条例による選考委員会において選考された者で、農業に関する識見を有し、農業委員会委員として適任者であることから、御提案申し上げます。

なお、委員の任期につきましては、令和2年7月20日から3年間であります。

同意第6号、人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、本市における人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

今回、委員13名のうち、2名の委員が本年9月30日をもって任期満了となることから、後任及び再任の候補者を推薦するものであります。

2名の候補者のうち1名については、退任される「磯^{いそ}明雄^{あきお}委員」の後任として「大木^{おおき}康隆^{やすたか}氏」を推薦するものであります。

大木氏は、平成27年3月から現在に至るまで、社会福祉法人いぶき会の理事及び評議員を務めておられます。

また、もう1名については、引き続き「郡司^{ぐんじ}義明^{よしあき}氏」を推薦するものであります。

郡司氏は、平成29年10月1日に人権擁護委員として委嘱され、現在御活躍をいただいております。

いずれの方も、地域での人望も厚く、知識、経験ともに豊富で、人権擁護委員としてふさわしい方でありま

議案第56号、令和2年度那須塩原市一般会計補正予算第3号について、提案の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算に計上した事業費のうち、国の補正予算に伴い令和元年度の補正予算に前倒しした事業費を減額するとともに、国・県の補助決定に伴う事業費の整理、及び、国の緊急経済対策に対応するための経費のほか、新たな副市長の選任に伴う人件費について予算措置を行うものであります。

主な補正の内容は、歳入では、15款国庫支出金で、国の緊急経済対策に伴いGIGAスクール構想の環境を整備するための公立学校情報機器整備費補助金、国庫補助金の交付決定に伴い農作物等直売所に太陽光発電設備を整備するための農山漁村振興交付金など、併せて1億9,645万2千円を追加し、22款市債では、国庫補助金の交付決定による事業費の整理に伴い、1億4,920万円を減額するものであります。

歳出では、2款総務費で、新たな副市長の人件費などに1,139万3千円を追加し、8款土木費では、国庫補助金の交付決定に伴う整理により、地方創生道整備推進交付金事業費が増額となる一方で、社会資本整備総合交付金事業費及び防災・安全交付金事業費が減額と

なることにより、9, 635万1千円 を減額し、また、10款教育費では、国の補正予算に伴い令和元年度3月補正予算に前倒しで計上した小・中学校トイレ洋式化改修事業費を令和2年度予算から減額する一方で、小中学校ICT事業費において、GIGAスクール構想の環境を整備するため、小・中学校児童・生徒1人1台のタブレット端末整備などに係る経費を追加することにより、併せて 1億6, 068万円 を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ

8, 592万8千円 を追加し、令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を 620億246万9千円 とするものであります。

また、これらの歳入歳出予算補正のほか、1件の債務負担行為補正を行うものであります。

議案第57号、令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算第1号について、提案の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、赤田霊園1号墓地の漏水を修繕するための水道管布設工事に必要な経費について予算措置を行うものであります。

歳入歳出それぞれ 100万円 を追加し、令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出予算総額を 370万6千円 とするものであります。

議案第58号、令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算第1号について、提案の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、那須高林産業団地造成に係る舗装工事、県道拡幅工事及び電気設備工事に必要な経費について予算措置を行うものであります。

歳入歳出それぞれ 2,070万円 を追加し、令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出予算総額を 2億5,872万7千円 とするものであります。

議案第59号、那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策等に要する経費の財源を確保するための基金を設置する必要があることから、条例を制定するものであります。

主な内容といたしましては、「感染症対策」や「市民又は市内の事業者の支援」に関する事業に必要な経費に充てるため、基金の設置に関する事項を定めるものであります。

議案第60号、那須塩原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、引用している法律の名称及び条文を改めるものであります。

議案第61号、那須塩原市手数料条例の一部改正について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正及び「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、法律の一部改正に伴い追加された簡易な評価方法を用いた場合の認定審査手数料を定めるとともに、新たな評価方法を用いた場合の認定審査手数料の規定を改めるもの、また、通知カードが廃止され、再交付は行わないこととなることから、当該手数料に関する規定を削るものであります。

議案第62号、那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、放課後児童クラブに配置しなければならない放課後児童支援員の要件の一つとなる研修の実施者について、都道府県知事及び指定都市の長のほか、新たに中核市の長を追加するものであります。

議案第63号、那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、那須塩原市まちなか交流センター使用料の半額措置期間の終了時期を規定するとともに、施設運営の実態に即した貸館区分の変更を行うため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、現在適用している使用料の半額措置について、那須塩原市図書館の開館に合わせ、本年6月30日をもって終了するものであります。

また、施設開館後の運営実態に即し、より効率的で効果的な運営が可能となるよう、別表に定める貸館区分の一部を変更するものであります。

議案第64号、財産の取得について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、小型動力消防ポンプ付積載車の取得について、議会の議決を求めるものであります。

今回取得を予定している2台の小型動力消防ポンプ付積載車は、市の消防施設整備計画に基づき登録後20年を経過しているものを対象に更新するものであり、黒磯支団第3分団第11部及び第4分団第13部に配置するものであります。

車両の購入につきましては、指名競争入札を行った結果、株式会社篠崎^{しのざき}ポンプ^{きかいせいさくしょ}機械製作所と契約を締結するものであります。

議案第65号、財産の取得について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、消防ポンプ自動車の取得について、議会の議決を求めるものであります。

今回取得を予定している2台の消防ポンプ自動車は、市の消防施設整備計画に基づき登録後20年を経過しているものを対象に更新するものであり、黒磯支団第1分団第12部及び第3分団第2部に配置するものであります。

車両の購入につきましては、指名競争入札を行った結果、合資会社わたなべしょうてん渡辺商店と契約を締結するものであります。

議案第66号、訴えの提起について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項及び行政代執行法第2条の規定に基づき、昨年度に行政代執行を実施した案件に要した費用について、代表清算人が支払いに応じないことから、当該土地を公売し、費用の回収を図る予定であります。

しかしながら、当該土地には予約完結権の時効である10年を過ぎた所有権移転仮登記が設定されており、公売に支障を来たす当該所有権移転仮登記の抹消の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号、那須塩原市防災情報伝達機器整備基本構想について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、那須塩原市議会基本条例第11条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本基本構想は、全市域を対象とした、新たな防災情報伝達機器の整備に当たり、地域特性に適した災害時情報伝達システムを検討し、情報伝達を行う最適な機器の整備に関し、具体的な整備方針などを示し、円滑な整備を進めていくことを目的として策定するものであります。

議案第68号、令和2年度那須塩原市一般会計補正予算第4号について、提案の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の追加対策として、本市独自の新たな市民生活対策及び経済対策に要する経費について予算措置を行うとともに、長期化が予想される感染症対策に必要な財源を確保するため、三役の給料及び市議会議員の報酬の削減を始めとし、事業等の中止等により執行しない予算について減額を行うものであります。

主な追加対策は、3款民生費で、子育て世帯に対し市独自の市民生活対策として、児童手当を1人当たり1万円追加給付する、エール子育て臨時特別給付金、1億4,707万2千円を計上し、4款衛生費では、全市有施設にサーマルカメラを導入するとともに、全自治会に対しての非接触型体温計の配備など、新型コロナウイルス感染症対策費として、9,872万8千円を計上し、同じく4款衛生費で、水道事業による経済対策として、水道基本料金の2か月減免に伴う水道事業会計補助金等として、1億100万円を計上し、10款教育費では、小中学校ICT事業費で、一般会計補正予算第3号で計上したGIGAスクール構想の環境整備に

ついて、補助対象外の経費を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により実施するため、1億719万円を計上するものであります。

これらの追加対策の財源としましては、歳入では、15款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、2億9,560万8千円を計上し、18款寄附金では、企業や市民から感染症対策に活用するための寄附金、287万7千円を計上する一方、歳出では、三役及び市議会議員の人件費の削減を行うほか、既存事業の見直しを行い、中止などによる不急の事業の精査を行い、一般財源4億1,686万2千円の財源を確保したものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ1億5,144万1千円を減額し、令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を618億5,102万8千円とするものであります。

また、これらの歳入歳出予算補正のほか、1件の債務負担行為補正を行うものであります。

議案第69号、令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算第3号について、提案の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対応するための経費について予算措置を行うものであります。

主な補正の内容は、歳入では、1款国民健康保険税で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少することにより減免が見込まれる国民健康保険税420万円を減額し、3款国庫支出金で、国民健康保険税の減免に要する費用に対する財政支援として、災害臨時特例補助金252万円を追加し、4款県支出金で、特別調整交付金248万円を追加するものであります。

歳出では、6款諸支出金で、減免が見込まれる過年度分の国民健康保険税の還付に対応するため、一般被保険者保険税還付金80万円を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出予算総額を127億4,565万6千円とするものであります。

議案第70号、令和2年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算第2号について、提案の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号被保険者保険料の減免に対応するための経費について予算措置を行うものであります。

主な補正の内容は、歳入では、1款保険料で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少すること等により減免が見込まれる介護保険料 426万円 を減額し、2款国庫支出金で、介護保険料の減免に要する費用に対する財政支援として、特別調整交付金 486万円 を追加するものであります。

歳出では、7款諸支出金で、減免が見込まれる過年度分の介護保険料の還付に対応するため、第1号被保険者保険料還付金 60万円 を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ 60万円 を追加し、令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出予算総額を 91億5,052万8千円 とするものであります。

議案第71号、令和2年度那須塩原市水道事業会計補正予算第1号について、提案の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、2か月分の水道基本料金を免除するための予算措置を行うものであります。

補正の内容は、収益的収入では、1款水道事業収益の営業収益で、1億円を減額し、

営業外収益では、1億100万円を追加し、補正後の予定額を28億4,754万5千円とするものであります。

収益的支出では、1款水道事業費用に100万円を追加し、補正後の予定額を25億4,995万8千円とするものであります。

議案第72号、那須塩原市長等の給料月額の特例に関する条例の制定について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、本市の新型コロナウイルス感染症対策の経費に充てるため、市長等の給料月額について減額措置を行う条例を制定するものであります。

主な内容といたしましては、令和2年7月1日から9月30日までの間の市長、副市長及び教育長に支給する給料月額について、市長にあつては給料月額の100分の20、副市長にあつては給料月額の100分の15、教育長にあつては給料月額の100分の10を減額するものであります。

議案第73号、那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税の減免措置を追加するために、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、減免対象世帯及び申請期限の特例に関する規定を整備するものであります。

議案第74号、那須塩原市介護保険条例の一部改正について、提案の御説明を申し上げます。

本案につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における、第1号被保険者の介護保険料の減免要件の特例に対応するため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主等の収入が減少した第1号被保険者に対し、介護保険料の減免の申請を可能とするものであります。

承認第7号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました令和2年度那須塩原市一般会計補正予算第2号について、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費のほか、国の緊急経済対策に係る補正予算に伴う特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金の給付に対応するための経費について予算措置を行ったものであります。

主な補正の内容は、歳入では、15款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症に伴う国の緊急経済対策による特別定額給付金給付事業費補助金及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金など、併せて

120億6,522万9千円を追加したほか、

19款繰入金では、新型コロナウイルス感染症の喫緊の予防対策等に要する財源として、財政調整基金2億3,800万円を取り崩して対応したものであります。

歳出では、2款総務費で、市民に一律10万円を給付する特別定額給付金に係る経費、分散勤務や在宅勤務のためのテレワークシステムの整備に係る経費など、併せ

て 118億2,866万4千円 を追加し、3款民生費では、児童手当に児童1人当たり1万円を上乗せ給付する子育て世帯臨時特別給付金に係る経費、学校休校中の放課後児童クラブの臨時開所に伴う経費など、併せて 4億2,258万6千円 を追加し、4款衛生費では、予防対策に必要な消毒液やマスクなどの消耗品及びサーマルカメラなどの備品のほか、庁舎や学校、保育園などにおいて感染者が発生した場合の施設消毒に係る経費など、喫緊の対策に必要な経費として、
5,435万2千円 を追加したものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ

123億654万1千円 を追加し、令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を 619億1,654万1千円 とするものであります。

承認第8号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算第2号について、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に要する経費について予算措置を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ 31万5千円 を追加し、令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出予算総額を 127億4,485万6千円 とするものであります。

承認第9号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました令和2年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算第1号について、同条第3号の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に要する経費について予算措置を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ 13万7千円 を追加し、令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出予算総額を 91億4992万8千円 とするものであります。

承認第10号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました那須塩原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

本案につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、早急に条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

改正の内容といたしましては、栃木県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に係る傷病手当金の規定が令和2年5月1日に施行されることに伴い、その支給に係る申請書の提出の受付を可能にするものであります。

承認第11号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました那須塩原市税条例の一部改正について、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が4月末日に施行されたことに伴い、早急に条例を改正する必要が生じたため、専決処分したものであります。

改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置として、中小事業者等の固定資産税の特例、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限の延長、徴収猶予手続の準用規定の追加について規定するものであります。

承認第12号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました那須塩原市都市計画税条例の一部改正について、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が4月末日に公布されたことに伴い、早急に条例を改正する必要が生じたため、専決処分したものであります。

改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置として中小事業者等の都市計画税の特例について規定するものであります。

報告第12号、令和元年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について、御報告を申し上げます。

本報告は、令和元年度一般会計予算として議決をいただきました継続費に係る予算について、令和2年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

これら継続費に係る繰越事業は4事業であり、
総額 5億8,055万2,005円 を、令和2年度へ逡次繰り越したものであります。

報告第13号、令和元年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について、御報告を申し上げます。

本報告は、令和元年度一般会計予算として議決をいただきました繰越明許費に係る予算について、令和2年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

議決をいただいた44件の繰越明許費のうち、令和元年度中に事業が完了した4件を除く40件の繰越明許費について、総額 12億3,312万5千円 を、令和2年度へ繰り越したものであります。

報告第14号、令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計継続費繰越計算書について、御報告を申し上げます。

本報告は、令和元年度下水道事業特別会計予算として議決をいただきました継続費に係る予算について、令和2年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

継続費に係る繰越事業は1事業であり、

6,610万円を令和2年度へ逡次繰り越したものであります。

報告第15号、令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、御報告を申し上げます。

本報告は、令和元年度下水道事業特別会計予算として議決をいただきました繰越明許費に係る予算について、令和2年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

議決をいただいた2件の繰越明許費について、総額 4,630万円 を、令和2年度へ繰り越したものであります。

報告第16号、令和元年度那須塩原市温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、御報告を申し上げます。

本報告は、令和元年度温泉事業特別会計予算として議決をいただきました繰越明許費に係る予算について、令和2年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

議決をいただいた1件の繰越明許費について、

1,300万円を、令和2年度へ繰り越したものであります。

報告第17号、令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、御報告を申し上げます。

本報告は、令和元年度産業団地造成事業特別会計予算として議決をいただきました繰越明許費に係る予算について、令和2年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

議決をいただいた2件の繰越明許費について、総額 4億4,902万6千円 を、令和2年度へ繰り越したものであります。

報告第18号、令和元年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書について、御報告を申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項及び同条第2項ただし書の規定により、建設改良費を令和2年度へ繰り越したことから、同条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

内容につきましては、10件の建設改良事業について、総額 3億1,733万円 を繰り越したものであります。

報告第19号、公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について、御報告を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況について御報告を申し上げるものであります。

令和元年度は、農業の振興及び消費者への食の安定供給を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、農地利用集積円滑化事業などを行ったところであります。

決算につきましては、事業報告書の24ページから40ページまでにそれぞれ記載されている貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び収支計算書のとおりであります。

また、本年度につきましても、経営規模の拡大や担い手農家の育成など、本市の農業振興と農村の活性化に寄与すべく、各種事業を推進する予定であります。

収支予算につきましては、事業計画書の8ページから20ページまでに記載のとおりであります。

報告第20号、公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況報告について、御報告を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

令和元年度は、市が指定管理者として指定をした黒磯文化会館の管理運営及び自主事業を業務とし、心豊かで活力ある地域づくりに向け、市民の芸術文化の発信源となるべく、良質な芸術鑑賞の場を提供するとともに、地域住民の文化活動が活発に行われるよう各種事業を実施いたしました。

決算につきましては、決算報告書の1ページから17ページまでにそれぞれ記載されている収支計算書、正味財産増減計算書、賃借対照表、財産目録及び附属明細書のとおりであります。

また、本年度につきましても、引き続き利用者ニーズに沿った質の高いサービスの提供に努める予定であります。

収支予算につきましては、事業計画書の6ページから10ページに記載のとおりであります。

報告第21号、公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について、御報告を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況について御報告を申し上げます。

令和元年度は、那須塩原市及び大田原市における文化の振興を図るとともに、住民の自主的な文化活動の支援を行い、豊かな文化の創造に寄与するため、各種事業を実施いたしました。

決算につきましては、事業報告書の13ページから29ページまでにそれぞれ記載されている収支計算書、賃借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録のとおりであります。

また、本年度につきましても、豊かな文化の創造に寄与するための公益事業の一層の充実に努める予定であります。

収支予算につきましては、事業計画書の8ページから15ページに記載のとおりであります。

報告第22号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定により、御報告を申し上げます。

本案につきましては、令和2年4月14日、那須塩原^{さきたま}市埼玉地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道埼玉・^{さきたま}鳥野目線^{とりのめせん}を走行していたところ、強風で飛ばされてきた交通安全啓発看板と接触し、車体前方部及びフロントガラスを損傷したものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金 45万4,443円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで、和解が成立いたしました。

報告第23号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定により、御報告を申し上げます。

本案につきましては、令和2年4月2日、那須塩原市しまかた島方地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、駐車場に駐車していた相手側車両に、風で倒れてきたおうだんはたい横断旗入れ器きが接触し、車体左側後方部を損傷したものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金 9万7,013円 を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで、和解が成立いたしました。

発議第5号 那須塩原市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

本市の新型コロナウイルス感染症対策に役立てるため、令和2年7月分の議長、副議長及び議員の議員報酬の額について、その10分の30に相当する額を減額する特例条例を制定するものです。

発議第6号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について御説明いたします。

本案件については、新型コロナウイルス感染症対策等のため、委員会等の会議について、書面、電子メールその他の方法で、開催することができるよう会議規則の一部を改正するものです。